

令和7年8月 **蓮生寺**の、ご報告と謝罪について

ようやく、終わりました…。読みにくいかもしれませんが、一生懸命、伝えさせていただきます。この、**蓮生寺**というお寺は、蓮池地区で生まれたお寺で、「**蓮生寺**」ですが、阪神淡路大震災[平成7年]以降、お寺でありながら、お寺らしくない、出来事が、蓮生寺の中で、度々、起きていました

①	平成10年	跡取り様が蓮生寺に赴任	1人目
②	平成20年	跡取り様が蓮生寺に赴任	2人目
③	平成25年	跡取りが蓮生寺に赴任	3人目(私)

この①②③は、**蓮生寺**を、未来へ繋げようとする流れですので、お寺として素晴らしいことです。そして、ようやく、本題ですが、さきの【お寺らしくない】という問題の流れは、次の

④	平成14年	自死にて亡くなる	1人目
⑤	平成24年	うつ になられて退職される	2人目
⑥	平成32年	蓮生寺 が裁判を起こされる	3人目

この④⑤⑥は、①②③とは反対の力(軸)です。このようなことが、何故、起きていたのか？まず前提として、①～⑥を、一人で行うことは不可能です。つまりは、前住職が尽力された①②③の軸ではない、もう1つの軸が、**蓮生寺**の中で存在していたこととなります。

【 **蓮生寺**を、この地の未来へ繋げようとする、①②③の流れ 】

【 **蓮生寺**を、終わらせようとする、④⑤⑥の流れ 】

この2つの大きな流れが、軸となり、阪神淡路大震災以降、30年間も、**蓮生寺**の中で、ぶつかり合っていました。そして昨今では、コロナ禍にも関わらず、**蓮生寺**は⑥と、対峙することとなり、昨年2月の⑥判決で「④⑤⑥の軸は、**蓮生寺**の役員的な関わりも、経済的な関わりも無く、今後も、**蓮生寺**に要求できる権利はない」ということで、裁判は完全に終わりました。その判決後、**蓮生寺**として、ようやく、**蓮生寺**が縁で、自死をされてしまった、④方の、大きく立派なお寺である、ご実家にて直接、謝罪することが出来ました。また、本願寺への報告なども行い、法的にも、仏教界的にも④⑤⑥の軸が、**蓮生寺**から、完全に無くなりました。そのように、⑥に於いて、**蓮生寺**として、完全に守り切れたことでようやく、地域の方々に対して、謝罪と説明が出来る状況が、整いました。**蓮生寺**は、この地域で生まれ、この地域で、お育ていただいた寺院であるにも関わらず、どなた様に対しても、④⑤の謝罪・説明が出来ていなかったこと、ならびに、⑥が起きてしまったこと、深く、お詫びを申し上げます

1 「終わりました」について、もう少し丁寧な説明を

この地域に暮らされる方、そして、この地域にゆかりのある方へ、もう少し丁寧に説明させていただかなければ、不安を残してしまいますので、相手方の名誉を、最大限に守りながら、事実をお伝えし、現在の蓮生寺と、これからの蓮生寺について、お話しさせていただきます

蓮生寺の僧侶について、ご紹介させていただきます			
※僧侶とは、個人で僧侶の資格を取得し、その資格を籍として、特定の寺院に置いてもらうことで、〇〇寺の僧侶(衆徒)と、認められるようになります			
①	尾上智和	私	蓮生寺 現住職
②	石井ひろ●●氏	蓮生寺前住職	以下「A」と表記
③	石井よし●●氏	僧侶活動停止中	「A」の弟(三男)

先に、前住職を「A」と表記することは、望ましくないのですが、A方の登場人物が多く、正確に伝えられなければ、正しい内容が伝わらずに、不用意に、名誉を傷つけることや、混乱を招くだけです。ここでは、蓮生寺の衆徒(僧侶)、前住職に限り「A」と、表記させていただきます。そして、この度の、大きな出来事に登場人物を、先に表記いたします

「A」を中心に見たときの関係性と、居住地と、現在の年齢			
須磨区△落合在住	Aの弟(三男)	僧侶の資格あり(停止中)	83-4歳
須磨区△落合在住	Aの姉	僧侶の資格なし	93-4歳
西区△台在住	Aの弟(次男)妻	僧侶の資格なし	83-4歳
三△市在住	Aの娘	僧侶の資格なし	60歳前後
西△市在住	Aの娘	僧侶の資格なし	60歳前後
長田区在住	Aの娘	僧侶の資格なし	60歳前後
長田区在住	Aの妻	僧侶の資格なし	84-5歳

まずは、大前提として、この先も「A方」「Aご親族様」という表記が出てまいりますが大前提として、A方は、長田区で暮らされる方が、ごく少数の方々です。つまりは、長田区の中での出来事ではなく、須磨区・西区・西●市・三●市等の、長田区以外で、暮らされる方々の、集まりの攻勢から、長田区のお寺が守り切った。という図式であります。それ故もし、例えば、A方全員が、蓮生寺と同じ、長田区にお住まいであれば、お子様方や、お孫様方への影響も考え、このような出来事を、起こすことは出来なかったのではないのでしょうか？また、そのブレーキが無かったことから、その手数は圧倒的かつ強力でした。しかし、蓮生寺は、A方の全ての要求に対し、正々堂々と応え、無事に、ようやく、終わることが出来ました

2 ことの発端は、コロナ禍です

コロナ禍で、蓮生寺が経済的に耐える中で、蓮生寺から、Aに対して、

①	退職金	支給済	継続
②	居住	全額蓮生寺負担	継続
③	月々の支給	申し訳ないのですが	停止の提案

④「停止の提案」を行ってすぐに、A方は蓮生寺との対話を断ち、下の表①に入りました。
そこから、蓮生寺は、耐える日々が続きました

この一件の流れについて			
①	令和2年9月	A 弟(三男)	蓮生寺に対して、代理人を立て通知書送付
②	令和3年10月	A	金銭請求の裁判を起す。(僧侶活動の停止)
③	令和4年10月	A	裁判の原告のまま、86歳にて亡くなる
④	令和4年12月	A 娘 全員	亡くなった父(A)の代わりに、母(A 妻)を裁判の原告に就かせるための書類を、裁判所に提出
⑤	令和5年1月	A 妻	82歳にて、金銭請求裁判の原告に就任
⑥	令和5年4月	A 妻	本願寺に対して、蓮生寺に関わる資料の請求
⑦	令和5年6月	A 妻	神戸地裁にて、証人尋問を行うよう要求
⑧	即日	蓮生寺	これまで通り、全ての要求に応える
⑨	令和5年11月	A 弟(次男)妻	原告側で、証人尋問出廷
⑩	令和6年2月	判決	原告の請求を全て棄却
⑪	令和6年3月	A 妻	敗訴確定後、控訴せず、裁判終了
⑫	平成6年5月	A 弟(三男)	蓮生寺として正式に、僧侶活動の停止とする
計	3年8ヶ月	原告側 7名	

以上が一連の流れとなり、現在は、⑩から1年半が経ち、平和な蓮生寺となっています

3 判決内容ならびに、裁判資料の添付について

	はんけつないよう 判決内容	
①	Aも、A親族の誰も	蓮生寺の役員ではない
②	蓮生寺から法的性質が無い支給として確認、今後は蓮生寺に請求できる権利は無い	

伝わりにくいかもしれませんが、蓮生寺として、A方に、支給分の返還請求も、可能な判決となりました。この分に関しては、蓮生寺が、原告側に対して、返還請求として、動くことも可能ですが、次に、再びA方が、蓮生寺に対して、④⑤⑥に続く、未知なる⑦という、何かを起こしてこない限りは、このまま、平和的に終わります。

このことを、1ページの④⑤⑥で表せば、この⑥で、蓮生寺の中で起きていた、異常な流れに、決着をつけましょう。という決断でございます。

次のページより、証拠となる資料を添付いたしますが、この意図は、山吉市場、また、その前の時代や、蓮生寺が認可、建立するとき、お支えいただいた方、そして現在、蓮池地区で暮らされる方々に対して、

- 蓮生寺では、一体、何がどうなっているのか？
- 蓮生寺は、今後はどうなるのか？
- たしかに、それならば、仕方のないこともあるであろう

ということ、具体的に、丁寧に、お伝えが出来なければ、この冊子の意味がありませんので、⑥に於ける、実際の資料を添付させていただくなど、丁寧に伝えさせていただきます。しかし、1ページの④と⑤については、私は実際に立ち会っていないので、割愛させていただきますことを、ご了承くださいませ

4.9.17
12-18



通 知 書

当職は、神戸市須磨区●落合●石井善●の代理人です。

貴殿作成の蓮生寺コミュニケーション冊子<補足>(以下「冊子」といいます)には事実と異なった記載がありますので、本書到達後2週間以内に事実と異なっている部分を訂正した文書を作成し、その書面を本件冊子を配布した人全員に配布していただくことを求めます。

誤りの訂正及び配布を求める部分は、

- ① 10年前の退職金
- ② 退職後も続いた四代目住職石井弘宣夫妻への毎月の給料
- ③ 新築マンション1室購入の部分です。

具体的には、以下のとおりです。

(1) 退職金について(① について)

四代目住職石井弘宣は、貴殿が平成26年4月に蓮生寺に越られた約1年後の平成27年5月、四代目住職を退任し、貴殿が五代目住職に就任しました。なお、石井弘宣住職は、四代目住職を退任後もしばらく僧侶としての仕事をしていました。

平成27年5月、四代目住職退任にあたり、4000

こちらが、1ページの④⑤⑥の⑥が形となった、最初の文書です。戦いには、大義名分作りが大切なような書き出しですが、この後すぐ、蓮生寺役員名簿の提出を要求されました

副



訴 状

令和3年11月30日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

[Redacted]



〒653-

神戸市

[Redacted]

原告 石 井 弘

[Redacted]

〒

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士

[Redacted]

電 話

[Redacted]

F A X

〒653-0842

神戸市長田区水笠通4丁目4番12号

被 告 蓮生寺

代表者代表役員 尾 上 智 和

^{まえだんかい} この前段階で「^{まんえん}300万円をよこせば、^{さいばん お}裁判は起こさない」と、^{かた}A方より、^{べんごしさま とお}弁護士様を通して言
^{れんしょうじ}われ、^{きぜん たいおう}蓮生寺が毅然と対応をしたところ、^{ぜんじゅうしよく じいん たい}前住職が寺院に対して、^{さいばん お}裁判を起こされました

役員会決議に基づく金銭支払請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金375万円並びに、これに対する本訴状送達の日^{の翌日}から完済に至るまで、年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 被告は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ浄土真宗の教義をひろめ法要儀式を行い及びこの寺院に属する僧侶門徒その他の信者を教化育成しその他この寺院の目的を達成するための業務及び礼拝の施設その他の財産の維持管理を行うことを目的とする法人である。
- 2 原告は、被告の前住職である。
- 3 平成26年12月3日、被告の責任役員会議において、原告が住職を退任するに当たり、相談役に就任し、住職（原告）夫妻の生活費用として月□万円を、同27年1月より被告が支給する旨決議した。
- 4 ところが、被告は、令和2年9月分から前項の生活費用月□万円の支払いをしない。
- 5 令和3年11月末日現在の未払金合計は金375万円となる。
- 6 よって、原告は被告に対して、責任役員会議決議による生活費用支払い請求権に基づき金375万円の支払いと本訴状送達の日^{の翌日}から完済に至るまで、年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

^{した}下から8行目「相談役」ですが、^{ぎょうめ}宗教法人法^{そく}では、^{しゅうきょうほうじんほう}基本的に存在して^{きほんてき}おりません。^{そんざい}蓮生寺に^{れんしょうじ}も存在して^{そんざい}おらず、^{かた}A方^{しん}の真^{もくてき}の目的は、^{きんせん}金銭と、^{れんしょうじ}蓮生寺^{やくいんしゅうにん}の役員就任^{ねら}を狙われて^{ねら}おりました

甲第6号証

遺産分割協議書

被相続人石井弘 [] (令和4年10月 [] 日死亡、本籍 []
[] 昭和
[] 日生) の死亡により開始した相続につき、共同相続人全員は、被相続人の遺産を以下のとおり分割することに合意する。

- 1 被相続人所有の不動産を相続人 [] が取得する。
- 2 その余の遺産については、相続人 []
[] が各 [] 分の1の割合で取得する。
- 3 相続人 [] 協議する。
- 4 相続人石井 [] 子は、神戸地方裁判所令和3年 ([] 号事件の原告の地位を承継する。

上記協議の成立を証するため本書面を作成する。

令和 5 年 / 月 / 日

相 続 人

住所 []

氏名 []

相 続 人

住所 []

氏名 []

相 続 人

住所

氏名

相 続 人

住所

氏名

令和6年2月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年()号 役員会決議に基づく金銭支払請求事件

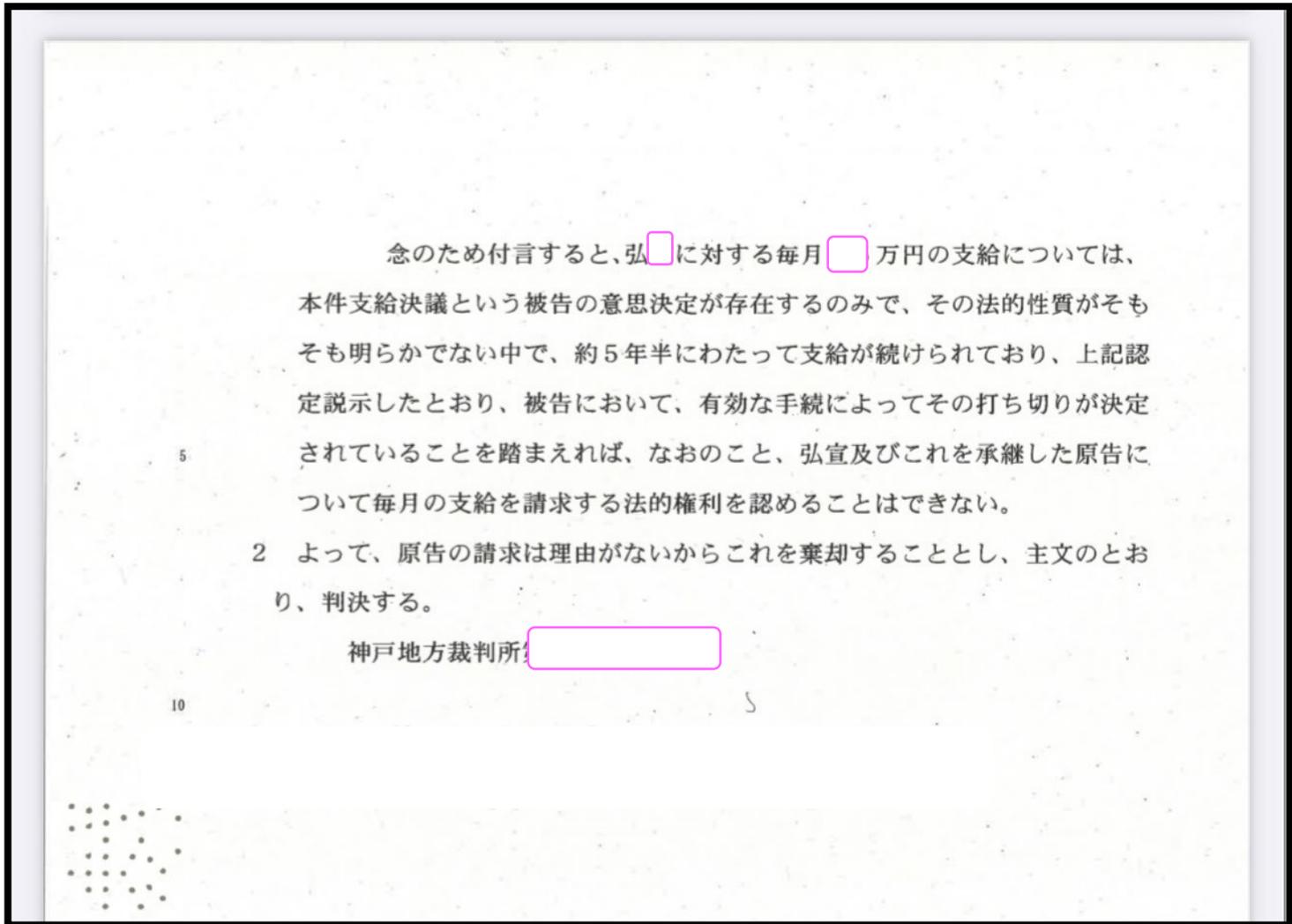
口頭弁論終結日 令和5年11月22日

判 決

5 神戸市()
原告 亡石井弘()訴訟承継人
石井()子
同訴訟代理人弁護士 ()
神戸市長田区水笠通四丁目4番12号
10 被告 蓮生寺
同代表者代表役員 尾上智和

主 文

- 15
- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告の負担とする。



そして、^{かた} A方の^{だれ}誰もが、^{れんしょうじ} 蓮生寺の^{やくいん} 役員ではない。という^{はんけつ} 判決だけではなく、「^{ねん} 念のため」と、^{ふげん} 付言していただいた、^{ほうてき} 法的な^{じじつ} 事実がありました。その^{ないよう} 内容は、^{そじょう} 訴状にも^{とお} あります通り

^{かた} A方が、「^{しゅちょう} もらっていない」と^{しきゅう} 主張していた^{ほうりつ} 支給について、^て 法律に^あ 照らし^あ 合わせて^あ みたところ

^{はなし} という^{けっか} 話になっ^{さいばんしょ} ています。その^{さいしゅうてき} 結果、^{はんだん} 裁判所の^{はんだん} 最終的な^{はんだん} 判断では、

^{かた} A方が、^{れんしょうじ} 蓮生寺^{ようきゅう} に対して、^{しきゅう} 要求^{ほうりつてき} している「^{やくそく} 支給」は、^{しきゅう} 法律的に^{やくそく} 約束^{しきゅう} された^{しきゅう} 支給^{しきゅう} ではありません。つまりは、^{かた} A方は、^{しきゅう} 支給^う を^と 受け^{けんり} 取る^{せいぎゅう} 権利も、^{けんり} 請求^{かこ} する^{かこ} 権利も^{かこ} ありません(つまりは、^{かこ} 過去の^う 受け^と 取^{ぶん} っていた^{へんかん} 分^{さいばん} について、^{れんしょうじ} 蓮生寺^お から、^{かのうせい} 起こ^か される^か 可能性^か があります)

という^{げんこくがわ} ものでした。ここ^{かた} についても、^い 原告側^い A方は、^い 異議^{こうそ} も、^{おこな} 控訴^{おこな} を^{おこな} 行^{おこな} って^{おこな} おらず、この^{じじつ} 事実^{じじつ} を^{みと} 認め^{じょうきょう} た^{さいばん} 状況^{さいばん} で、^{かんぜん} 裁判^{かんぜん} は、^お 完全^お に^お 終^お わり^お ました

4 裁判の内容は、とてもシンプルでした

いじょう はんけつ ふじ お たび なが ひょう
 以上のように、判決まで、無事に終わりました。この度の流れを、表にしますと

A 方の主張			
①	じぶんたち 自分達は	れんしょうじ 蓮生寺の	やくいん 役員である
②	しきゅう 支給について	われわれ やくいん けつぎ 我々、役員の決議なく	しきゅう と いほう 支給を止めることは違法

しゅちょう たい じょうどしんしゅう しゅうほう し かた しゅちょう まちが
 この主張に対し、浄土真宗の宗法を知っている方であれば「その主張は間違えている」と、
 わ じょうきょう さいばん お さまがた まちが たいへん
 すぐに分かる状況でしたので、裁判でも起こそうものならば、A様方は、間違いなく、大変な
 こととなります。話し合いをしましょうと、お伝えしていたのですが、裁判・判決に進み

はんけつ 判決			
①	かた A方は	れんしょうじ 蓮生寺の	やくいん 役員ではない
②	しきゅう 支給について	ほんとうてきせいしつ そもそも、法的性質がなく	こんご せいきゅう けんり 今後、請求できる権利はない

ないよう はんけつ で さまがた こんご れんしょうじ たい
 という内容で判決が出てしまいました。これにより、A様方は、今後、蓮生寺に対して、

かた ふたたび さいばん お A方が再び、裁判を起こそうとしても			
①	かた A方は	だれ 誰も	れんしょうじ やくいん かくてい 蓮生寺の役員ではないことの確定
②	しきゅう 支給について	こんご 今後は	せいきゅう かくてい 請求できないことの確定
③	れんしょうじ じだい 蓮生寺次第で	かた たい A方に対して	か こしきゅうぶん へんかんせいきゅう かのうせい 過去支給分の返還請求の可能性

じじつ めいかく かんけいせい お きれい ひとくぎ
 このような事実が、明確となり、その関係性に於いて、綺麗に一区切りができました。そし
 て、さいばん お もの ささき じいん しんよう うしな
 て、裁判を起こしてくるような者を、支えることは、寺院としての信用を失うこととなるため、

れんしょうじ しよるい う と いこう けいざいてきさき 蓮生寺が、5ページの書類を、受け取って以降、Aへの経済的支えについて		
①	たいしよくぎん 退職金	しゅうりょう しきゅうすみ 終了(支給済)
②	きょじゅう 居住	しゅうりょう 終了
③	つきづき しきゅう 月々の支給	しゅうりょう 終了

いじょう れんしょうじ じいん ぶつきょう さいばん たいわ たいせつ
 以上となりました。蓮生寺としては、寺院・仏教らしく、裁判ではなく、対話を大切にしたかつ
 たのですが、いっぽうてき たいわ た つうちしよ そうふ さいばん お ぼあい な
 術がありませんでした。申し訳のないことです。このように、1ページの④⑤⑥で言うところの
 ⑥は、かた れんしょうじ くぎ むか かたち かんぜんしゅうりょう
 ⑥は、A方が、「蓮生寺との区切りを迎える」と、いう形で完全終了しました

5 そもそも、なぜ、蓮生寺の中で、1ページ④⑤⑥が起きたのか？

④⑤⑥に共通していることと、A方の特徴を考えれば、その特徴が、お寺を守る難しさを、あらわおも表しているように思います

①	Aの家系は、もともと、寺院家系ではなく、一般家系の出身
②	Aの家系は、もともと、長田区出身ではなく、姫路出身
③	頼りの父親様が、Aの幼少期に亡くなられる
④	お寺のことも、長田のことも分からないA方が、蓮生寺から退かなかった

以上のことから、A方はA方なりの正義を歩めども、お寺の道とは、ズレが生じていたのだと思います。そのズレは、月日とともに大きくなり、④⑤⑥が起きてしまったように思います。では、どうすれば、1番良かったと、思われますか？それは、決まっています。③の時点で、A方として、蓮生寺から、完全に退いているべきでした。確かに、A方には、何十年という功績があるかもしれませんが、④も⑤も⑥も、その1つ1つが異常なのです

6 Aは、④と⑤の当事者ではあるが、⑥のことは知っていたのか？

ここについての、確証を得ることが、出来ないことから、Aを前住職ではなく、原告として、見ていかなければならない、もどかしさが、蓮生寺には、残ってしまいました。個人的には、A親族様に名前が使われたただと、思いたいのですが、裁判の原告に名前がある限り、表向きの対応は、原告のままとなり、残念に思います

何より、④も⑤も関わっている方であれば、⑥も関わって当然という見方もできてしまい、その名誉を、今の時点では、回復できないところがございます。では、今後、どういう手順があれば、Aの名誉を回復していけるのか？それは、次のページの手順が必要となります

7 今後、A親族方と、蓮生寺は、和解できないのでしょうか？

状況を整理しますと、蓮生寺は、話し合いを、一方的に断たれ、裁判を起こされました

	A 原告側		蓮生寺
①			原告側に対し、コロナ禍の苦境で御協力をお願いします
②	協力は出来ない、支払い続けるべきと要求。通知書ならびに、裁判を起こす		
③			裁判をやめましょう
④		裁判を取り下げることなく、判決。控訴なく、完全終了	
⑤	敗訴		「蓮生寺には非がない」と判決
⑥	和解案・謝罪はないまま現在に至る		

蓮生寺として、もしこの先に、A親族様方と、和解が出来るならば、次の方法になります

①	A妻(原告)	2ページ全員の確認を含めた和解案を、蓮生寺に提出
②	蓮生寺	和解の提案に対し、受け入れ可否の話し合い(会議)
③	A妻(原告)	蓮生寺としての受け入れ条件を、親族として受け入れ
和解の成立		

現在のところ【裁判期間3年半+判決から1年半=約5年】ですが、蓮生寺は、これまでに、A方より、一度も、和解の提案も受けていません。それは、裁判を起こした側と、起こされた側、ということを見れば、残念ではありますが、自然なことなのかもしれません。

また、上記①の確認とは、A方の誰もが「自分は、蓮生寺を一番に考えるから、裁判には、協力ができない」という行動が出来なかったことが問題です。それ故、もし、この先に、今回と全く、同じ状況となった場合は、「蓮生寺を、一番に考えてくれますか？」という、確認が、必要となります

8 和解が困難な理由として、ここが一番の問題となっています

わかい はなし れんしょうじ う い しせい たいせつ いぜん さまがた わかい
 和解という話は、蓮生寺の受け入れる姿勢も大切ですが、それ以前に、A様方の「和解に
 む しんぞくない だんけつ ひつようふ かけつ はなし わかい む
 向けた、親族内での団結」が、必要不可欠となる話です。しかし、その「和解に向けた
 だんけつ れんしょうじ しせい かくだん むずか わたし かんが
 団結」こそが、蓮生寺の姿勢よりも、格段に難しいことであると、私は考えています

①	しんぞくさま なか そうりよ めい A親族様の中の、僧侶2名が	じいん たい たいわ た き さいばん お こうい 寺院に対して、対話を断ち切り、裁判を起す行為
②	そうりよ めい しんぞくさま おお 僧侶2名の親族様の多くが	はいそ さいばん さんか 敗訴となった裁判に、参加している
③	ながたく かた すく 長田区にいる方が少なく	ぜんいん あつ きよりてき ようい 全員が集まることが、距離的に容易ではないこと
④	こうれい かた おお 高齢の方が多くおられ	ぜんいん あつ たいりよくてき ようい 全員が集まることが、体力的に容易ではないこと
⑤	さまがた わかい A様方は、わざわざ和解をせずとも	こさまがた じしん せいかつ なに えいきょう お子様方や自身の生活に、何も影響がないこと
⑥	できごと さい ④⑤の出来事の際にも	A ふく だれ しゃざい Aを含め、誰も謝罪をしたことがないこと
⑦	さいばんまえ さいばんちゅう さいばんご 裁判前も裁判中も、裁判後も	れんしょうじ たい いちど しゃい わかい ていあん 蓮生寺に対して、一度も謝意も和解の提案もない

これら、さまがた たちば た ぼあい こうれい えんぼう なんと あつ じょうきょう
 これら、A様方の立場に立った場合「高齢かつ、遠方ゆえに、何度も集まれる状況ではな
 ぜんてい うえ かた わかい おや
 い」と、いうことが、前提となります。その上で、A方は、わざわざ、和解をしなくても「親・
 じしん こ まご ふく いま く なに えいきょう で じょうきょう
 自身・子ども、孫を含めた、今の暮らし」に、何も影響が出ない状況です。だからこそ、でき
 たことですが。さらには、かた なん だんけつ
 A方が、何とか団結ができたとしても、1ページの④⑤の時のよう
 かた ひと とくちょう ひとさま しゃざい にがて
 に、A方の一つの特徴として、「人様に謝罪をすることが苦手」ということもあります。それら、
 わかい いちぞくさま だんけつ しゃざい でき ゆうき ひつよう
 和解には、一族様としての団結と、謝罪が出来る勇気が必要であります。

- ① わかい でき さいばんちゅう
和解が出来ているなら、裁判中にでも、できている
- ② わかい でき さいばん お
和解が出来るならば、裁判は起きていない
- ③ さいばんちゅう さいばんご なに な こんご さいご かたち
裁判中も、裁判後も、ここまで、何も無いのであれば、今後もなく、これが最後の形
- ④ さまがた わか う と ほう よ
これが、A様方なりの、別れのケジメとして受け取る方が良い

これら、わかい はなし う むずか じょうきょう
 これら、なかなか、和解の話を受けるだけでも、難しい状況なのかもしれません。それで
 れんしょうじ こんご さまがた おも う い つと
 も、蓮生寺としては、今後も、A様方からの想いがあれば、いつでも受け入れられるよう、努
 ぶんしよ さまがた かしやう はなし かか
 めてまいります。ただし、5ページの文書は、A様方の家長からの話でないにも関わらず、
 れんしょうじ とくべつ う こんご どうよう しんぞくさま かぎ
 蓮生寺として、特別に受けましたが、今後は同様のケースはありません。A親族様に限り、
 れんしょうじ しんぞくさま かしやう はなし かぎ たいおう たが すじ とお
 蓮生寺は、A親族様の家長からのお話に限り、対応してまいります。お互いの筋を通さなけ
 こんらん まね
 れば、混乱を招くだけです。

9 私は、⑥に関して、どこまで分かっていたのでしょうか？

この話についても、もう少し詳しく、お伝えさせていただきますと、今から12年以上も前の話になりますが、私が、蓮生寺に赴任する話を、本願寺より受けた際、私は、大阪のお寺にいておりました。その時点で、蓮生寺の未知なる⑥に関して、理解していた話です

① 天災など、何も起きなければ	④⑤の軸は動かず、未知なる⑥も起きない
② コロナ禍級のことが起きれば	④⑤の軸は動き出し、未知なる⑥が起きる

以上のことは、お寺の流れを読む方であれば、どなたでも分かっていたことでしょう。しかし、以下のことは、私にはわかりませんでした

① Aが主導し	A以外の者達が、実行者になる
② Aが実行者となり	A以外の者達が、主導する
③ Aご親族様以外の者が主導し	Aご親族様が、実行者となる

ここは、ご親族様のみが知る部分であり、A親族様とは他人である私には分からない部分でした。それでも、私に分かっていたことは、上記の何番であろうとも、⑥を実行される時期、手順、参加される人物については、一致しています。つまりは、私もA様方も、個々の私怨等は、持ち合わせておらず、大きな流れの中での出来事であったということです

① 弁護士の就いていない蓮生寺に対して	A方は、強力な弁護士様を付ける
② 蓮生寺が毅然と対応をすれば	強力な弁護士様と、Aの名前で、裁判を起こす

そのように、A親族内の流れについては、私は分からなかったものの、未知なる⑥を、起こされた場合、その時期や内容については、1ページの④・⑤の方が、私に教えてくれているようで、蓮生寺として、毅然と対応することが出来ました。それでも、⑥はとても長期間で、また、A親族様との対峙を求められたことから、私一人では、蓮生寺を守り切ることができませんでした。しかも、コロナ禍が、最も酷い時です。普通であれば、関わりたくない話です。それほど、精神的負担になるにも関わらず、蓮生寺のために、がんばりましょう。と、役員を引き受けていただいた、現在の蓮生寺の役員様がおられなければ、蓮生寺は、消滅しているように、長期間⑥を受け続けた側としては、感じています。勇気ある役員の方々ならびに、現在も、蓮生寺を信用していただいているの方々には、心より、お礼、感謝を申し上げます。誠に、ありがとうございました

10 もし、裁判で負けていた場合は、どうなっていたのでしょうか？

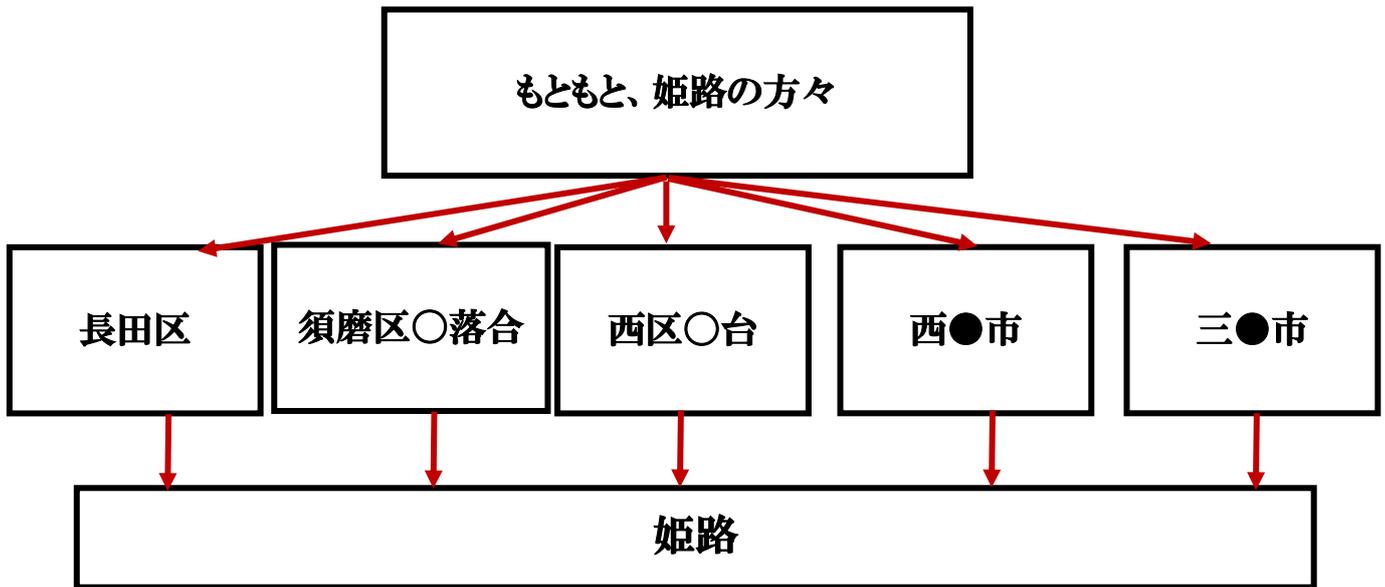
この話については、実際に起きてみないことには、確実なことが言えませんが「やった側」「やられた側」という、2つの立場で見れば、蓮生寺は「やられた側」です。そうであれば、「やられた側」は、「やった側」が故意で、あったのか？故意ではなかったのか？事故であったのか？事故ではなかったのか？ということ、分かります。

そして、蓮生寺として、現在、寺院の集まりである、仏教婦人会の会長をしている通りに、寺院の中でも、蓮生寺は信用を失うことなく、堂々と成り立つことができています。つまりは、蓮生寺はこの件に於いて、裁判・寺院社会の両面で、A方に対して「一切の過失が無い」と、言い切ることが出来ます。その状況で、A方の行為を、故意であったのか？事故であったのか？を、感じた場合に、A様方の行為は、完全に故意です。例えば、一輪のお花でも、育てるには、時間が必要ですが、引っこ抜く、切ってしまう、踏みつけることは、一瞬です。しかし、もし、一輪のお花が、持ちこたえてしまった場合には、故意の側が、より多くの力を必要とする。まさに、このような状況でした。そして、やられている側は、故意の側が、なぜ、このようなことをするのか？と、故意側の目的・最終目的を、明確に感じます。

その感性で申せば、最初は、蓮生寺の全役員にA方が入って、Aを支えたい気持ちだけかと思いましたが、そこから、もしや、蓮生寺を他の宗教法人に売却し、売却金をA親族で分配するつもりかもしれない。いや、これは、すでに、売却先が決まっています、契約まで終わり、分配する金額まで、すでに決まっているのでは？と、最終的には、そのように感じていました。なぜならば、A様方の弁護士様であれば、3ページの②の時点で、蓮生寺には勝つことが出来ないことは、分かっている状況であったからです。そのように、もし、蓮生寺が裁判で負けていた場合は、実際のところは、どうなっているかは、誰にも分かりませんが、蓮生寺が蓮生寺として、いられなくなっていることは確実です。さらには、その表向きの原因は「コロナ禍での苦境のため、蓮生寺は廃寺となります」という発表になります。「廃寺」「更地」これらを最終目的とされていると、容易に感じるができるだけ、非常に強い意思と、協力し合う力と、持久力から、蓮生寺を守り切ることができました。蓮生寺は、それでも、やられている最中も現在も、A様方への個々の恨みなどは何もなく、ただただ、A様方の個人個人、その人生を通して、寺院に関わられた者が、する行為ではないのだと、残念なものを感じておりました。そして、これほどのことがあれば、和解という話の難しさも感じられるかもしれず…

11 今後、和解が無い場合、A方はどこに行かれるのでしょうか？

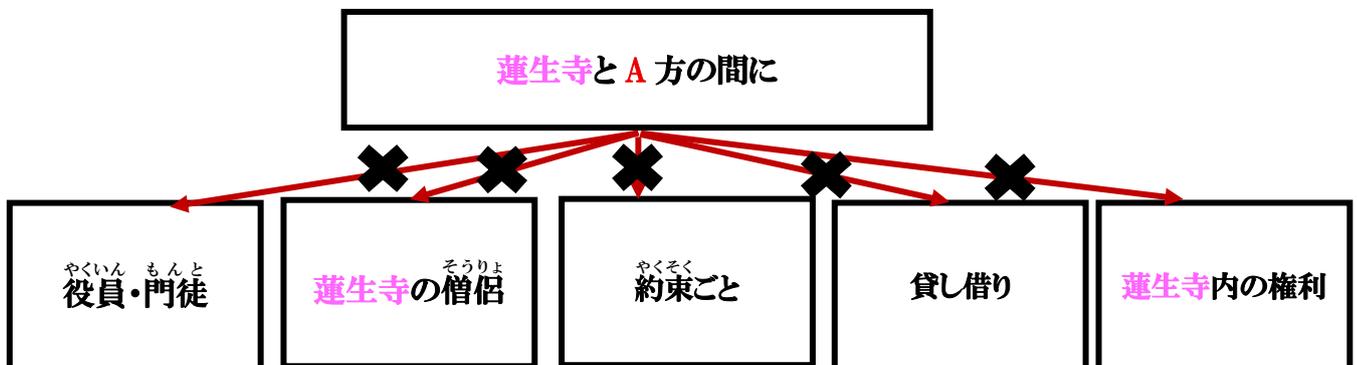
この話については、誰にも分かりませんが、1つの可能性を、書かせていただきます



Aご親族様は、もともと、姫路の一般家庭のご出身ですので、これを機に、お寺社会からは離れ、姫路に戻られることも、1つの自然な流れとしてあります。しかし、この先は、A方との、和解が成立しない限りは、蓮生寺として、A方の動向を、把握できない状況となります

13 蓮生寺とA方は、今後、どのように関わるのか？

判決から1年半が経ちますが、蓮生寺と、A方の関係性は、以下ようになります



これらのうち、1つの関わりも無くなりました。よって、Aならびに、Aご親族様とは、14ページの和解が成立しない限りは、今後蓮生寺として、中でも外でも、関わることは、ありません

12 A 方の僧侶は、これから、どのようになるのか？

げんざい 現在の蓮生寺の僧侶 せうりよ			
①	おの えともかず 尾上智和	わたし 私	蓮生寺 げんじゅうしよく 現住職
×	A	せうりよかつどうていしちゅう しきよ 僧侶活動停止中に死去	
×	おとうと さんなん A 弟(三男)	せうりよかつどうていしちゅう 僧侶活動停止中	

寺院に所属する衆徒(一僧侶)が、寺院との対話を一方的に断ち切り、寺院に対して、裁判を起した者が、A親族様の中には、2名いる状況です。その、同一親族の中の者を、今後、新たに、僧侶として認め、受け入れる寺院様が、存在しない限りは、蓮生寺とA方での、和解の有無に関わらず、浄土真宗本願寺派の僧侶の中で、A親族の中からは、僧侶が一人も、存在しなくなる可能性は、非常に高いように思います。仮に、蓮生寺の場合、未来の蓮生寺の平穏と、地域の平和を見据え、A親族様の者であれば、蓮生寺の僧侶として、受け入れることは有りません。人格ではなく、僧侶としての話 ございました

13 これまでは、⑥が起きる可能性のために地域の役が受けられなかったのですが、これからの、地域の役のお引き受けについて

① 役の任期で、「次の人を見つける」ではなく、期日通りで辞められる

以上の条件であれば、蓮生寺として、まずは1つの役のみ、お引き受けいたします。お寺は、信用が一番ですので、確実な条件が出ていれば、お受けしたいと考えています。お寺から、言われた。お寺はこわい。と、それは地域のためには、好ましくないため、御協力をいただければ幸いです

さいごに

以上が、蓮生寺の中で起きていた異変と、ようやくの解決と、一件落着のご挨拶となります。まずは、④⑤⑥が終わりました。これまで21年間も、蓮生寺として、説明も、謝罪もできていなかったこと、誠に申し訳ありませんでした、ここまで、お読みいただき、ありがとうございました。合掌

令和7年8月

まずはじめに、相手の方々は、一人一人、人格的にも立派な方です。ここでの話は、人格に関わる話ではなく、行為(事実)と、結果、そして、現在と未来の話になります

この一件は、蓮生寺として、コロナ禍で、蓮生寺が解散してしまうという現実を見るまで、前住職方を、蓮生寺として、その名誉も含め、経済的にも支えていた中で起きました。そして、蓮生寺は「対話にて、争わず、平和に、解決を」という、姿勢を最後まで、貫きましたので、蓮生寺はずっと「弁護士」という方とも、ご縁をいただかないお寺でした。

しかし、前住職が要介護2、要介護4という、弱られると共に、私は、蓮生寺の中でも、前住職の意思とは、離れていくような流れを、感じていました。具体的には、私が、蓮生寺にすることがまず一つです。それは、前住職が弱られるけれども、まだ、最後の力が残っている状態での、最後の望みであったと思います。しかし、その最後の望みを、実現された後は、85歳で裁判の原告に就くこととなり、86歳で、蓮生寺に対して、金銭請求の裁判を起こした原告という立場のまま、亡くなられました。

前住職は、対話を尊重する場所として、弁護士事務所と縁が無い、寺院を作っていた
前住職は、日本弁護士連盟の副会長を就けて、裁判を起こす

前住職の願いや方針とは、全く違う立場に立たれています

コロナ禍が一番ひどく、マスクも、ワクチンも無かった時分に、起こされた話です

結果は、そこから3年半が経ち、蓮生寺に非がないことが認められ、前住職方の敗訴です。それのはじまりこそ、5年前の9月20日でした。前住職は亡くなられて3年になり、奥様やお子様、前住職の兄弟方とも、今しがた、縁が無くなりました。この方々も、大変な功労者の方々であり、根は悪い方ではありませんので、いつの日か、14ページのような、明るい出来事が起きれば、私ども、蓮生寺の全役員は嬉しく思っています。

1ページ④の後、⑤の後、そして今、A様方の行為に不信を抱き、蓮生寺から離れられた方々に対し、申し訳がない気持ちが強く、この度の謝罪と、説明に至りました。当時、そして現在まで、蓮生寺として、一度も、謝罪も説明も出来ず、誠に申し訳ありませんでした。

1ページ④から21年間、蓮生寺は瀕死の重体といっても過言ではありませんでした。そして、最後はA方により、終わらせにかかられた話です。そのまま、終わらせても良かったのかもしれませんが、長田のお寺、蓮池地区のお寺を、そのように終わらせてはいけません。と、私は大阪にいながら思いました。A方が、蓮生寺がどのように終わらせにかかり、どのような手順であれば、A方の名誉も、蓮生寺も、双方が傷付かずに終わらせられるか??その方法は、私も分かっていました。そして、A方は立派な方々ですので、本当に、完璧な手順を踏まれました。そのことも、私は理解しておりました。そこには、A方の悲しみも含まれていることも、分かります。そして、今さら、このような蓮生寺で、この先どうするのだ?そのことも分かっています。蓮生寺は、1ページの④⑤⑥により、地域の方々の信用を、大きく失いました。この先、簡単ではありません。④⑤⑥のことを、全部、隠した方が楽なことも分かっていますが、そのようなお寺は、地域の方々に失礼です。寺院として、謝罪を行い、反省をして、すぐには無理ですが、コツコツと、「蓮生寺は、良いことも、残念なこともあったけれども、この地域に在って良かった。⑥の時に、A方との区切りは残念であったけれども、蓮生寺を残してくれて良かった」と、言っていただけのお寺となれるよう、努めてまいります。

ただ、もう一度、新型コロナウイルスでの、パンデミックなどになってしまえば、そのときは、本当に大変ですが、このまま、コロナ禍が明けていってくれるのであれば、蓮生寺として、マイナスから、スタートをして、数年、十数年と、精進していけるように思います。

21年前より今日まで、一度も、謝罪も説明も出来ず、申し訳ありませんでした。合掌

蓮生寺住職 尾上智和(おのえ ともかず)